

No. 41

制度名	農業集落排水事業	主管課名	農地整備課 農村環境農道 G	
		問合せ先	029-301-4259	
目的・趣旨	農業用排水の水質保全及び農村生活環境の改善を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設の整備等を支援する。			
<p>[対象団体] 市町村</p> <p>[対象事業]  (1) 農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥を処理する施設、若しくはそれらの循環利用を目的とした施設の整備又は改築  (2) (1)の事業の施行に必要な調査及び計画の策定  (3) 施設の劣化状況を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設の機能を保全するために必要な対策方法を定めた構想計画（以下「最適整備構想」）の策定  (4) 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化等を目的としたハード事業の実施に必要な整備方針（以下「維持管理適正化計画」）の策定  (5) 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために、必要な調査・調整、技術的検討及び計画の策定</p> <p>[補助要件等]  処理対象人口おおむね 1,000 人程度以下、関係戸数 20 戸以上、末端受益戸数 2 戸以上</p> <p>[対象経費]  対象事業の実施に要する経費</p> <p>[経費負担割合]</p>				
区 分		国	県	市町村・その他
(1) 整備及び改築事業			(注 1)	(注 2)
一般地域		50/100	10/100	40/100
霞ヶ浦流域		50/100	13.5/100	36.5/100
(2) 調査計画		50/100	—	—
(3) 機能診断及び最適整備構想		定額 (注 3)	—	—
(4) 維持管理適正化計画		定額	—	—
(5) 農業集落排水汚泥農地還元推進事業		定額	—	—
〔令和 8 年度当初予算額〕 297,975 千円(一部国予算)		〔令和 8 年度補助対象団体〕 11 市町 (令和 8 年 6 月頃決定予定)		
<p>[備考]  (注 1) 県負担について  県は、事業に係る起債の償還財源として、年度事業費の 10/100 (霞ヶ浦流域 13.5/100) に相当する額を事業実施の翌年度から 5 年間で交付  一般地域 2/100×5 年間= 10/100  霞ヶ浦流域 2.7/100×5 年間=13.5/100</p> <p>(注 2) 地元負担の有無、負担割合は地区によって異なる</p> <p>(注 3) 但し、国の農山漁村地域整備交付金による実施地区については限度額があり、機能診断に係る交付額は一処理区当たり 200 万円、最適整備構想の策定に係る交付額は一構想当たり次の式により算出された額 (800 万円を限度)  交付限度額=処理区数×100 万円+200 万円</p>				